中間決算公告（写）

銀行法第20条に基づく決算公告を行い、銀行法第21条第１項及び第２項の規定により決算公告の写しを本誌に掲載しております。

第８期中間決算公告

平成22年11月29日

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
株式会社三井住友銀行
頭取　奥　正　之

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	4,371,328	預金	70,257,529
コールローン	271,290	譲渡性預金	9,201,391
買現先勘定	42,152	コールマネー	1,841,321
債券貸借取引支払保証金	965,113	売現先勘定	910,690
買入手形	30,265	債券貸借取引受入担保金	2,602,018
買入金銭債権	509,735	コマーシャル・ペーパー	351,205
特定取引資産	4,572,346	特定取引負債	3,774,112
金銭の信託	10,241	借用金	3,121,630
有価証券	33,436,757	外国為替	280,184
貸出金	57,392,444	短期社債	41,999
外国為替	866,496	社債	3,336,711
その他資産	2,308,024	信託勘定借	187,298
有形固定資産	706,656	その他負債	3,721,975
無形固定資産	131,262	未払法人税等	5,901
繰延税金資産	435,749	リース債務	5,909
支払承諾見返	3,514,376	資産除去債務	2,919
貸倒引当金	△747,064	その他の負債	3,707,244
投資損失引当金	△12,919	賞与引当金	9,902
		ポイント引当金	1,300
		睡眠預金払戻損失引当金	8,610
		再評価に係る繰延税金負債	46,335
		支払承諾	3,514,376
		負債の部合計	103,208,594
		（純資産の部）	
		資本金	1,770,996
		資本剰余金	2,473,558
		資本準備金	1,771,043
		その他資本剰余金	702,514
		利益剰余金	993,006
		その他利益剰余金	993,006
		海外投資等損失準備金	0
		行員退職積立金	1,656
		別途準備金	219,845
		繰越利益剰余金	771,505
		株主資本合計	5,237,561
		その他有価証券評価差額金	208,756
		繰延ヘッジ損益	147,834
		土地再評価差額金	21,511
		評価・換算差額等合計	378,102
		純資産の部合計	5,615,664
資産の部合計	108,824,258	負債及び純資産の部合計	108,824,258

中間損益計算書（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		1,174,649
資金運用収益	644,005	
（うち貸出金利息）	（485,030）	
（うち有価証券利息配当金）	（128,763）	
信託報酬	1,025	
役務取引等収益	211,621	
特定取引収益	135,177	
その他業務収益	174,399	
その他経常収益	8,420	
経常費用		781,696
資金調達費用	155,774	
（うち預金利息）	（42,676）	
役務取引等費用	71,940	
その他業務費用	99,937	
営業経費	364,930	
その他経常費用	89,114	
経常利益		392,952
特別利益		562
特別損失		3,488
税引前中間純利益		390,026
法人税、住民税及び事業税	19,862	
法人税等調整額	18,963	
法人税等合計		38,826
中間純利益		351,199

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において清算したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式（外国株式を含む。）については中間決算日前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１、及び２.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　7年～50年
その他　2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の残存価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が３カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り戻した金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店と所管審査部が資産査定を実施し、当該該第から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は477,022百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、「SMBC ポイントパック」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たした負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

個別繰延勘定を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第 24 号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、残ヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成 15 年度から最長 12 年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は 1,503 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は 1,506 百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

異なる通貨での資金調達・運用を勘案して行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下、「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の純資産額が存在していることを要件とし、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

(3) 金利変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち純資産投資目的で保有する株式の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(4) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号　平成 20 年３月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号　平成 20 年３月 31 日）が平成 22 年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益は 71 百万円、税引前中間純利益は 1,375 百万円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額　2,204,534 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 900 百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及びこれを原資として現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売渡又は（再）担保という方法で他に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 759,318 百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 118,796 百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 82,128 百万円、延滞債権額は 743,994 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 11,564 百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払の約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 176,201 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,013,788百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は381,858百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	103,662百万円
買入金銭債権	4,367百万円
特定取引資産	272,962百万円
有価証券	3,415,179百万円
貸出金	1,629,532百万円
担保権に対応する債務	
コールマネー	735,600百万円
売現先勘定	910,690百万円
債券貸借取引受入担保金	1,792,286百万円
借用金	1,063,900百万円
支払承諾	118,959百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金27,073百万円、特定取引資産276,451百万円、有価証券17,104,743百万円、貸出金3,034,650百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は70,548百万円、先物取引差入証拠金は3,220百万円であります。
9. 当従属銀行及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,954,727百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,711,383百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、信用の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の形態又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にその定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。
11. 有形固定資産の減価償却累計額　470,091百万円
12. 借用金には、他の債務よりも優先の順位が劣後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,584,146百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債1,962,554百万円が含まれております。
14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,641,649百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額　50,848円42銭
16. 単体自己資本比率（国際統一基準）20.53%

（中間損益計算書関係）
1. 1株当たり中間純利益金額　3,276円30銭
2.「その他経常収益」には、株式等売却益4,438百万円を含んでおります。
3.「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額23,498百万円、貸出金償却22,851百万円及び株式等償却21,984百万円を含んでおります。
4.「特別損失」には、減損損失1,276百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1,295百万円を含んでおります。
5. 当中間会計期間において、以下の資産について、回収可能額まで帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	共用資産	2物件	18百万円
	遊休資産	23物件	529百万円
近畿圏	遊休資産	14物件	714百万円
その他	遊休資産	3物件	13百万円

土地、建物等

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。
当中間会計期間は、共用資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

（有価証券関係）
中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。
1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,230,628	3,307,142	76,514
	地方債	93,462	96,805	3,342
	社債	214,806	221,991	7,185
	小計	3,538,897	3,625,939	87,041
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,538,897	3,625,939	87,041

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	61,661	49,482	△11,178
関連法人等株式	48,135	28,345	△19,790
合計	109,797	78,227	△31,569

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,910,758
関連法人等株式	106,779
その他	43,036
合計	2,060,574

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。
3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,210,318	829,734	380,584
	債券	15,559,544	15,437,675	121,869
	国債	12,735,111	12,685,639	50,471
	地方債	213,139	210,398	2,739
	社債	2,611,294	2,542,236	69,057
	その他	4,333,866	4,236,947	96,918
	小計	21,103,729	20,504,356	599,372
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	877,023	1,119,913	△242,889
	債券	4,296,947	4,290,569	△3,621
	国債	4,041,454	4,041,396	△5,942
	地方債	1,621	1,621	△0
	社債	244,291	247,550	△3,258
	その他	1,334,822	1,374,913	△40,091
	小計	6,498,792	6,785,396	△286,603
合計		27,602,522	27,289,753	312,769

（注）1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は△968百万円（費用）であります。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	209,533
その他	327,079
合計	536,613

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
4. 減損処理を行った有価証券
有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間会計期間における減損処理額は8,506百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先　　時価が取得原価に比べて下落
要注意先　　時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先　　時価が取得原価に比べて50%以上下落
なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している等の状態にある発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）
その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	8,802	8,886	△83	-	△83

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券償却	540,547百万円
税務上の繰越欠損金	267,662
貸倒引当金	249,576
貸出金償却	142,312
その他有価証券評価差額金	62,107
退職給付引当金	56,392
減価償却費	16,399
投資損失引当金	5,248
その他	73,737
繰延税金資産小計	1,496,984
評価性引当額	△775,791
繰延税金資産合計	631,192
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△120,893
退職給付信託設定益	△41,575
退職給付信託返還有価証券	△12,642
繰延ヘッジ損益	△12,453
その他	△7,897
繰延税金負債合計	△195,462
繰延税金資産の純額	435,749

信託財産残高表

（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	222,090	指定金銭信託	582,171
有価証券	418,381	特定金銭信託	148,154
受託有価証券	3,069	金銭信託以外の金銭の信託	220,018
金銭債権	506,567	有価証券の信託	3,226
有形固定資産	25	金銭債権の信託	500,596
無形固定資産	15	動産の信託	55
その他債権	2,275	包括信託	18,422
コールローン	94,352		
銀行勘定貸	187,298		
現金預け金	38,569		
合計	1,472,645	合計	1,472,645

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産は、ありません。
3. 元本補てん契約のある信託については、取り扱っておりません。
4. 上記以外の自己信託に係る信託財産残高は、32,500百万円であります。

第８期中間決算公告

平成22年11月29日

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
株式会社三井住友銀行
頭取　奥　正之

中間連結貸借対照表（平成22年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	4,792,014	預金	78,243,942
コールローン及び買入手形	849,184	譲渡性預金	9,010,215
買現先勘定	63,038	コールマネー及び売渡手形	2,236,437
債券貸借取引支払保証金	4,948,482	売現先勘定	1,135,743
買入金銭債権	1,050,093	債券貸借取引受入担保金	3,460,943
特定取引資産	8,435,501	コマーシャル・ペーパー	351,205
金銭の信託	18,251	特定取引負債	6,563,324
有価証券	33,242,909	借用金	5,543,012
貸出金	64,014,946	外国為替	264,723
外国為替	980,245	短期社債	336,985
リース債権及びリース投資資産	116,791	社債	3,416,360
その他資産	3,066,278	信託勘定借	187,298
有形固定資産	813,696	その他負債	4,497,976
無形固定資産	394,478	賞与引当金	27,912
繰延税金資産	643,002	退職給付引当金	20,111
支払承諾見返	3,524,299	役員退職慰労引当金	1,415
貸倒引当金	△985,855	ポイント引当金	2,027
		睡眠預金払戻損失引当金	9,697
		利息返還損失引当金	2,497
		特別法上の引当金	42
		繰延税金負債	24,198
		再評価に係る繰延税金負債	46,949
		支払承諾	3,524,299
		負債の部合計	118,967,231
		（純資産の部）	
		資本金	1,770,996
		資本剰余金	2,769,682
		利益剰余金	995,333
		株主資本合計	5,476,012
		その他有価証券評価差額金	203,735
		繰延ヘッジ損益	18,309
		土地再評価差額金	34,873
		為替換算調整勘定	△97,459
		評価・換算差額等合計	159,458
		新株予約権	87
		少数株主持分	1,424,480
		純資産の部合計	7,060,038
資産の部合計	125,967,269	負債及び純資産の部合計	125,967,269

中間連結損益計算書　（平成２２年４月　１日から　平成２２年９月３０日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**1,486,244**
資金運用収益	757,282	
（うち貸出金利息）	（578,995）	
（うち有価証券利息配当金）	（133,454）	
信託報酬	1,034	
役務取引等収益	325,952	
特定取引収益	175,920	
その他業務収益	212,315	
その他経常収益	13,739	
経常費用		**994,155**
資金調達費用	145,962	
（うち預金利息）	（57,791）	
役務取引等費用	73,392	
その他業務費用	115,278	
営業経費	540,733	
その他経常費用	118,788	
経常利益		**492,089**
特別利益		**1,851**
特別損失		**5,283**
税金等調整前中間純利益		**488,656**
法人税、住民税及び事業税	27,220	
法人税等調整額	30,040	
法人税等合計		**57,261**
少数株主損益調整前中間純利益		**431,395**
少数株主利益		**41,457**
中間純利益		**389,937**

＜中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に関する作成方針＞

(1)連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　１５５社
主要な会社名　株式会社みなと銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
三井住友銀行（中国）有限公司
日興コーディアル証券株式会社
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社
SMBC Capital Markets, Inc.

なお、ＳＭＢＣベンチャーキャピタル株式会社他３社は株式取得等により、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等としております。
また、Beatle Pte Ltd.他１社は清算により子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

② 非連結の子法人等
主要な会社名　SBCS Co.,Ltd.

非連結の子法人等の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2)持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子法人等　４社
主要な会社名　SBCS Co.,Ltd.

② 持分法適用の関連法人等　２９社
主要な会社名　プロミス株式会社

ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｂ２００７－Ｂ投資事業有限責任組合他２社は新規設立等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等としております。
また、大和ＳＭＢＣキャピタル株式会社他５社は株式売却等により関連法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等から除外しております。

③ 持分法非適用の関連法人等
主要な会社名　Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.

持分法非適用の関連法人等の中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

３月末日	３社
４月末日	１社
６月末日	５７社
７月末日	１１社
９月末日	８３社

② ３月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等は９月末日現在、４月末日を中間決算日とする連結される子会社は７月末日現在、並びに一部の６月末日及び７月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については９月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。
なお、平成 22 年８月に設立された６月末日を中間決算日とする連結される子法人等については、９月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4)開示対象特別目的会社に関する事項

① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
当行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社（ケイマン法人及び一般社団法人等の形態によっております。）12社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。
特別目的会社12社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は2,265,665百万円、負債総額（単純合算）は2,265,437百万円であります。
なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等

（単位：百万円）

主な取引の当中間連結会計期間末残高（平成22年９月30日現在）		主な損益（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）	
（項目）	（金額）	（項目）	（金額）
貸出金	1,651,358	貸出金利息	8,373
信用枠	494,261	役務取引等収益	815
流動性枠	232,441		

＜会計処理基準に関する事項＞

1．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引から生じる損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式（外国株式を含む。）については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1．及び2．(1)と同じ方法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価により行っております。

4．減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　7年～50年

その他　2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー全合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー全合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は786,398百万円であります。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。

9．ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMCポイントバック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用に伴う費用に備えるため、未利用のポイント分を計上しております。

10．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たした負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11．利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

12．特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金です。有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

13．外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

14．リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

(1)ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。

(2)オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(3)割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

15．重要なヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は1,503百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は1,506百万円（同前）であります。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

(3)株価変動リスク・ヘッジ

当行は、その他有価証券のうち政策投資目的で保有する株式の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(4)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに相殺認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

16．のれんの償却方法及び償却期間

日興コーディアル証券株式会社及び株式会社関西アーバン銀行に係るのれんは20年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。

17．消費税等の会計処理

当行並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

＜中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更＞

1．資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年3月31日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益は165百万円、税金等調整前中間純利益は2,772百万円減少しております。

2．企業結合に関する会計基準等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　最終改正平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　最終改正平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　最終改正平成20年12月26日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び適用指針を適用しております。

＜表示方法の変更＞

1．中間連結貸借対照表関係

前中間連結会計期間において、「その他負債」に含めて表示しておりました「ポイント引当金」（前中間連結会計期間1,913百万円）及び「利息返還損失引当金」（前中間連結会計期間2,252百万円）は、重要性が増加したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。

2．中間連結損益計算書関係

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号　平成21年3月24日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間より「少数株主損益調整前中間純利益」の科目を表示しております。

＜追加情報＞

持分法に関する会計基準

「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年3月10日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び実務対応報告を適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

注記事項

＜中間連結貸借対照表関係＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）　194,899百万円

3．無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に含まれ42,581百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売渡又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,906,377百万円、当中間連結会計期間末に当該処分を せずに所有しているものは169,074百万円であります。

4．貸出金のうち、破綻先債権額2116,253百万円、延滞債権額2994,471百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが乏しいものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額1229,642百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額1305,649百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

7．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,446,014百万円であります。

なお、上記4．から7．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

8．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額1626,952百万円であります。

9．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	3,028百万円
コールローン及び買入手形	406,577百万円
買入金銭債権	4,367百万円
特定取引資産	2,976,510百万円
有価証券	3,801,915百万円
貸出金	1,780,814百万円
リース債権及びリース投資資産	6,351百万円
その他資産（延払資産等）	2,106百万円

担保資産に対応する債務

預金	24,504百万円
コールマネー及び売渡手形	735,009百万円
売現先勘定	1,135,743百万円
債券貸借取引受入担保金	2,134,722百万円
特定取引負債	418,612百万円
借用金	2,968,142百万円
その他負債	4,262百万円
支払承諾	111,433百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金27,103百万円、特定取引資産296,281百万円、有価証券16,540,440百万円及び貸出金3,034,636百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金197,043百万円、先物取引差入証拠金129,902百万円、その他の証拠金等195,361百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は40,184,477百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは34,476,305百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約の極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にその定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 当行及び一部の連結される子法人等は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
　また、一部の持分法適用の関連法人等も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	
当行	平成10年３月31日及び平成14年３月31日
一部の連結される子法人等及び持分法適用の関連法人等	平成11年３月31日、平成14年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	
当行	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額、同条第４号に定める路線価及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。
一部の連結される子法人等及び持分法適用の関連法人等	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額及び同条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額　550,961百万円
13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金363,731百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債2,065,578百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,066,769百万円であります。
16. １株当たりの純資産額　31,034円84銭
17. ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
　　営業経費　　5百万円
18. 連結自己資本比率（国際統一基準）　18.37%

＜中間連結損益計算書関係＞
1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．「その他経常収益」には、株式等売却益5,475百万円を含んでおります。
3．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額39,331百万円、貸出金償却8,488百万円及び株式等償却23,787百万円を含んでおります。
4．「特別利益」には、償却債権取立益856百万円及び段階取得に係る差益987百万円を含んでおります。
5．「特別損失」には、固定資産処分損1,375百万円、減損損失1,312百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額21,588百万円を含んでおります。
6．当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
首都圏	共用資産	3物件	土地、建物等	39百万円
	遊休資産	23物件		529百万円
	その他	1物件		13百万円
近畿圏	遊休資産	23物件	土地、建物等	716百万円
その他	遊休資産	5物件	土地、建物等	13百万円

　当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。
　当中間連結会計期間は、当行では共用資産及び遊休資産について、また、連結される子会社及び子法人等については、共用資産、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
　回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。
7．１株当たり中間純利益金額　　3,640円90銭
8．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　　3,640円86銭

＜有価証券関係＞
中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	3,230,628	3,307,142	76,514
	地方債	161,320	165,452	4,114
	社　債	240,160	248,197	8,037
	その他	2,694	2,704	9
	小　計	3,634,803	3,723,497	88,685
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	256	256	△0
	社　債	207	206	△0
	その他	11,995	11,964	△30
	小　計	12,457	12,427	△30
合　計		3,647,261	3,735,909	88,648

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	1,226,195	842,316	383,880
	債　券	26,619,969	26,483,139	136,829
	国　債	13,286,213	13,227,667	58,545
	地方債	367,680	362,992	4,687
	社　債	2,966,669	2,892,274	74,395
	その他	4,452,321	4,350,217	102,104
	小　計	32,298,485	31,675,667	622,818
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	925,133	1,174,928	△249,794
	債　券	4,383,497	4,387,263	△3,765
	国　債	4,101,723	4,102,153	△430
	地方債	4,965	4,968	△3
	社　債	276,808	280,138	△3,330
	その他	1,669,599	1,718,051	△48,452
	小　計	6,978,230	7,280,242	△302,012
合　計		39,276,716	38,955,860	314,855

（注）1．差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額21億86百万円（費用）であります。
　　2．時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
株　式	258,758
その他	336,918
合　計	595,676

　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

　有価証券（子会社株式及び関連会社株式を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、期末として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は13,492百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、貸借の日に発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

　なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

＜金銭の信託関係＞

1. 満期保有目的の金銭の信託

　該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	16,812	16,896	△83	－	△83

（注）1．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
　　2．「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。